

保国発 0501 第 1 号  
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する令和 2 年度国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）の交付基準については、別途通知する交付要綱等によるほか、別紙 1 及び別紙 2 のとおり取り扱うこととし、また、特別調整交付（補助）金の交付基準については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）第 14 条の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めることとしたので、当該基準を踏まえて、できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう、貴管内の保険者への周知等よろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村  
保険者の国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被  
保険者の属する世帯に係る保険料（税）について、市町村が条例に基づいて行  
った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料（税）の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世  
帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基  
準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤  
な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、  
不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少  
が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、  
損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事  
業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに國  
民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定  
する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の  
2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の  
金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下で  
あること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等  
に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料（税）額に、【表2】の前年の合計所得  
金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額( (A × B / C) × (d) )

【減免額の計算式】

対象保険料（税）額 × 減額又は免除の割合 = 保険料（税）減免額 (A × B / C)
--

【表1】

対象保険料（税）額=A×B／C	
A :	当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B :	<u>世帯の主たる生計維持者</u> の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C :	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料（税）額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料（税）軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料（税）軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料（税）の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料（税）の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（税）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとすること。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかつたため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料（税）とすること。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付要綱及び特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 令和元年度分の保険料（税）であって、令和2年2月1日以後に納期限がある保険料の減免を行つた場合に、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) 令和2年度分の保険料（税）であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行つた場合に、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (3) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (4) この取扱いは、令和2年度までとすること。

(別紙2)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険組合の国民健康保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に加入している組合員について、国保組合が規約に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯全部

※ 「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 全部

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5／10以上	全額
5／10未満4／10以上	3／4
4／10未満3／10以上	2／4

## (2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとすること。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とすること。

## 3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

国民健康保険組合災害等臨時特例補助金の交付要綱及び特別調整補助金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 令和元年度分の保険料であって、令和2年2月1日以後に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の10に相当する額を特別調整補助金の交付対象とする予定であること。
- (2) 令和2年度分の保険料であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額を国民健康保険組合災害等臨時特例補助金の交付対象とともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整補助金の交付対象とする予定であること。
- (3) この取扱いは、令和2年度までとすること。